

卒業認定に関する方針

学則

(卒業)

第24条 学校長は、第17条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第25条 学校長は、前条により、本学校看護専門課程看護学科を修了した者に対して、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

(資格の取得)

第26条 本学校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

学則細則

(卒業)

第16条 学則第24条による卒業の認定時期は、学則別表1の科目の履修を全て修了し、単位認定が修了した時点とする。

2 出席日数が、出席すべき日数の3分の2以上であることを要件とする。

ディプロマポリシー (期待する卒業生像)

- 1) 人間は、身体的、精神的、社会的側面をもつ統合体であり、それぞれの側面の総和を超え可能性を秘めた存在として、全人的に理解できる能力を身につけている。
- 2) 生命の尊厳を重んじ、人としての権利や価値観や自己決定を尊重し、看護専門職としての責務を果たすため行動できる能力を身につけている。
- 3) 科学的根拠に基づき看護上の課題を明確にし、対象に応じた看護を創造し実践できる基礎的知識・技術・態度を身につけている。
- 4) 保健・医療・福祉制度と他職種の役割を理解し、チーム医療を実践するとともに、人々が社会資源を活用できるよう、保健・医療・福祉チームの一員として看護師の役割と責任をはたす能力を養っている。
- 5) 主体的に学ぶ態度を身につけ、看護を探究する能力を養っている。
- 6) 調和のとれた社会人となるよう、国際的視野を広げ、他者の価値観を受容できる成熟した人間性を養っている。